



平成 19 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 **阪和興業株式会社**
代表者名 代表取締役社長 北 修爾
(コード番号 8078 東・大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 北 卓治
(TEL. 06-6206-3251)

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は平成 19 年 5 月 16 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 60 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する以下のとおり対応方針を継続することを決定しましたのでお知らせします。なお、本対応方針は、平成 19 年 2 月 26 日開催の取締役会において導入を決議した「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について」と原則として同様のスキームにより構成されております。

1. 大規模買付行為に対する基本的な当社の考え方

当社は、独立系専門商社として鉄鋼をはじめ非鉄金属、食品、石油・化成品、木材、機械など広範な商品を取扱い、国内はもとより海外にも数多くの子会社・関連会社を有し、グローバルな営業戦略を展開しております。従いまして、当社の経営には、広範な商品に対する幅広い知識と各業界に関する習熟した経験が必要であり、また、株主の皆様や従業員、取引先など当社のステークホルダーとの間に築かれた長年の関係に対する十分な理解を欠くことはできないと考えます。

当社は、本年 5 月に平成 19 年度を初年度とする 3 ヵ年の中期経営計画を新たに策定しました。この中期経営計画において当社の経営理念及び経営方針につきまして以下のとおり明示しております。

- (1) 経営理念 私たちは、時代と市場の変化に迅速に対応し、「流通のプロ」として顧客の多様なニーズに応え、広く社会に貢献します。

(2) 経営方針

存在感ある商社流通の追求

顧客第一主義の下、付加価値を高めた商品流通や提案営業により、永続的な顧客満足を追求する。

阪和バリューの向上

様々なステークホルダーから提供される経営資源を有効に活用し、着実に企業価値を高める。

社会的責任の遂行

コンプライアンスを重視した健全な経営を遂行し、事業活動を通じて国際社会や地域社会に貢献する。

以上の経営理念・経営方針の下、今回の中期経営計画におけるテーマとして「機能強化と差別化戦略による独自性・優位性の高い価値の創造」を掲げ、今後重点的に推進すべき事業戦略として、以下のとおり定めております。

コア事業の強化

北米・EU・中東・インド・アセアン・ロシアなどの海外への積極展開

資源リサイクル・環境関連ビジネスの推進

事業エリアの拡大に向けた新たなアプローチや新規事業の創出

積極的な事業投資やパートナーシップの構築による攻めの経営の推進

当社は、上記の重点事業戦略を推進し、達成することにより将来に向けた当社の持続的成長が確保でき、その結果、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化が実現できるものと考えております。

当社としては大規模買付行為が当社の企業価値の向上、株主利益に資するものであれば当該行為を否定するものではありません。しかしながら、最近の大規模買付行為の中には、対象企業の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略などについての明確な説明がないまま大規模買付行為が行われたり、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が進められるなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく大規模買付行為が進められることが少なくありません。本来、かかる大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等について詳細な情報が提供され、また、対象企業の経営陣も当該大規模買付行為を検討・評価したのち意見表明や情報提供等を行い、十分な時間を取ったうえで株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすべきものと考えます。上記のような濫用的な大規模買付行為においては、株主の皆様が大規模買付者の提示する買付価格の妥当性等について検討するに足る情報や時間が十分に与えられないまま判断を迫られるケースも想定され、その結果、対象企業の企業価値や株主共同利益を損なう可能性も否定できません。

当社取締役会は、かかる点に鑑み、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から事前に、株主の皆様が大規模買付行為に応諾するか否かを適切に判断するに足る必要かつ十分な情報が提供されるべきであるという結論に至りました。当社取締役会は、大規模買付行為が行われる場合、上記情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社

取締役会としての評価及び意見の検討を速やかに行い、特別委員会（その概要については「添付資料1」をご参照ください。）の助言・勧告を受けながら慎重に検討したうえで、意見を形成し、公表します。また、必要と認められた場合には大規模買付者に対する追加情報提供等の申入れや交渉を行うほか当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

当社取締役会は、上記のプロセスを経ることにより、株主の皆様におきまして、大規模買付者の提案と、当社取締役会が代替案を提示した場合の代替案とを比較、検討することが可能になり、最終的に株主の皆様が提案の応否を適切に判断する機会を確保できるものと考えます。

以上の見解に基づき、当社取締役会は大規模買付行為が上記のプロセスに則り適正に行われることが当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益に資することと考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「本ルール」といいます。）を設定することとしました。

また、当社取締役会は、本ルールを採用、継続するにあたっては、株主の皆様の総合的なご意思を確認することが重要と考えております。そのため当社は、平成19年6月開催の当社第60回定時株主総会において本ルールの採用、継続の可否を株主の皆様にお諮りすることとしております。なお、現時点において、特定の第三者から当社に対して当社株券等に関する大規模買付行為の提案や大規模買付行為がなされているわけではありません。

2．大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する本ルールの概要は次のとおりです。

事前に大規模買付者が当社取締役会に対し、大規模買付行為に関する十分な情報を提供すること。

当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為が行われること。具体的には、以下の手続きによります。

（1）大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び当該大規模買付行為を本ルールに基づいた手続きにより行う旨の誓約文言が記載された書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社はかかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会が当該大規模買付行為を評価・検討し、ひいては株主の皆様が当該行為に応諾するか否かを適切に判断するために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者は当社が定める回答期限までに当該大規模買付情報を当社代表取締役宛てに当社書式によりご提出いただきます。

当社取締役会が求める大規模買付情報は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの詳細（事業内容、資本構成、財務内容等を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法及び内容

買付価格の算定根拠

買付資金の裏付け（買付資金の提供者の具体的名称、調達方法等を含みます。）

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループに対する経営方針、事業計画、資本政策、財務政策、配当政策、資産活用策等

大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させると認める根拠

大規模買付行為完了後の取引先、従業員その他の当社ステークホルダーに対する処遇の変更の有無及びその内容

その他当社取締役会が合理的に必要と認める情報

なお、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会において回答期限を定めて追加的に情報を提供していただきます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要と認めた場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を適切と考える方法により公表します。

（２）当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の方法による買付けの場合）が当社取締役会による大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。取締役会評価期間中、当社取締役会は大規模買付者から提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表します。さらに必要と認めれば、大規模買付者に対する情報提供等の申入れや当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

また、当社取締役会は、本ルールの実用の適正性を確保するため、及び大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を担保するため新たに「特別委員会」を設置しました。特別委員会は「添付資料1」に記載のとおり、学識経験者及び当社社外取締役、社外監査役により構成され、当社取締役会は大規模買付行為の提案または大規模買付行為が行われた場合には速やかにその旨を特別委員会に対し報告するとともに、大規模買付行為への対応に関して諮問するものとします。特別委員会は、大規模買付者からの提案に対し当社取締役会が評価検討する際や大規模買付行為に対し当社取締役会が適切と認める一定の対抗措置の発動をするか否かを判

断する際等に助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重します。

3．大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であっても、反対意見の表明や代替案の提示等により当社株主の皆様が当該大規模買付行為に応じない旨説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様ご自身が当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会の表明する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付者が本ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（該当する主な類型につきましては、「添付資料2」をご参照ください。）は、当社取締役会は当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益を守るため、一定の対抗措置を執ることがあります。なお、対抗措置発動の適否については、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず当社取締役会は、当社及び株主の皆様の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款に基づき、大規模買付行為への対抗措置を執る場合があります。この場合も対抗措置発動の適否については、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとしますが、取締役会が具体的対抗措置として大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者は権利行使できない旨等の条件を付与した新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の株主無償割当を選択した場合の概要につきましては、「添付資料3」のとおりであります。

4．株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本ルール導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断を行うことが可能になり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本ルールを設けることは、株主及び投資家の皆様が必要な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、本ルールの導入時点においては、

新株予約権の発行等を行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合または本ルールを遵守した場合でも当社取締役会において大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益を著しく損なうと判断した場合には、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として法令及び当社定款に基づき対抗措置を執ることがありますが、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が法的または経済的損失を被ることは想定しておりません。なお、対抗措置として株主割当による新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様が新株予約権を割当てることになりますので、名義書換未了の株主の皆様は、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。当社は、大規模買付行為がなされた場合や、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び証券取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

5. 大規模買付ルールの有効期限等

本ルールの有効期限は平成19年6月28日開催の第60回定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、その時点において本ルールに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、当社はあらためて株主総会に本ルールの採用、継続の可否をお諮りすることとしております。当該株主総会において、出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本ルールはその時点で廃止されるものといたします。なお、本ルールはその有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

当社取締役会は、関係法令の改正・整備及び証券取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、株主の皆様の共同利益及び当社企業価値の維持・向上の観点から、必要に応じて本ルールの変更を行う場合があります。かかる場合には、株主及び投資家の皆様に速やかにお知らせいたします。なお、平成19年3月31日現在の当社の株式の状況は「添付資料4」のとおりです。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)または当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、特定株主グループが当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)または、特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当っては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

添付資料 1

特別委員会の概要

- ・特別委員会は、3名以上の委員により構成され、当社取締役会はその決議に基づき、学識経験者及び当社社外取締役、社外監査役の中から各委員を選任する。
- ・特別委員会の各委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合は、特別委員会の委員も同時に退任するものとする。
- ・特別委員会の決議は、原則として特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・特別委員会は、当社の費用で独立した第三者（公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を求めることができる。
- ・特別委員会各委員は、大規模買付行為がなされた場合は、いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・特別委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が特別委員会に諮問した事項に関して、助言・勧告を行うものとする。ただし、当社企業価値及び株主共同利益の維持・向上の観点から、大規模買付行為、本ルールの見直し等について当社取締役会に助言・勧告することを妨げない。

平成19年6月28日開催の取締役会において、新たに以下の5名を特別委員会の委員に選任する予定です。

藪 下 史 郎（昭和18年11月13日生）

（略歴）昭和41年3月	東京大学経済学部卒業
昭和47年6月	イェール大学大学院卒業（経済学博士）
昭和48年1月	東京都立大学経済学部助教授
昭和60年4月	横浜国立大学経済学部教授
平成 3年4月	早稲田大学政治経済学部教授（現任）
平成14年9月	早稲田大学政治経済学部学部長
平成16年9月	早稲田大学政治経済学術院長兼学部長

関 收 (昭和14年8月23日生)

(略歴) 昭和37年 4月 通商産業省入省
昭和62年 6月 大阪通商産業局長
平成 4年 6月 中小企業庁長官
平成 7年 6月 住友電気工業株式会社常務取締役
平成11年 6月 同社取締役副社長
平成16年 6月 原子燃料工業株式会社代表取締役会長(現任)

(本年6月28日開催の当社第60回定時株主総会において、社外取締役への選任を予定しております。)

田 口 敏 明 (昭和13年10月20日生)

(略歴) 昭和36年 4月 株式会社住友銀行入行
平成 元年10月 同行本店支配人
平成 2年 2月 三洋電機貿易株式会社常務取締役
平成 8年 6月 同社取締役社長
平成15年 6月 当社社外監査役(現任)

与 謝 野 肇 (昭和19年2月11日生)

(略歴) 昭和41年 4月 株式会社日本興業銀行入行
平成 7年 6月 同行取締役シンガポール支店長
平成 8年 6月 興銀インベストメント株式会社取締役社長
平成14年 4月 みずほキャピタル株式会社専務取締役
平成16年 6月 当社社外監査役(現任)

小 林 正 典 (昭和17年6月20日生)

(略歴) 昭和40年 4月 日産自動車株式会社入社
平成 元年 7月 同社海外経理部長
平成 2年 1月 同社審査部長
平成 6年 6月 同社常勤監査役
平成10年 6月 ジヤトコ株式会社代表取締役副社長
平成17年 3月 東急観光株式会社社外監査役
平成17年 6月 株式会社ソーテック社外監査役(現任)

(本年6月28日開催の当社第60回定時株主総会において、社外監査役への選任を予定しております。)

以上

添付資料 2

当社の企業価値や株主の皆様の共同利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付行為が、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社に買取らせることを目的になされたとは判断される場合。
2. 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の重要な資産等を廉価に取得するなど当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現させる目的でなされたとは判断される場合。
3. 大規模買付行為が、主として当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたとは判断される場合。
4. 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、または一時的な高額配当による株価の急騰の機会を狙って、保有する株券等の高値売抜け等を目的になされたとは判断される場合。
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合。
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがある買付けであると判断される場合。
7. 大規模買付行為が、当社株主はもとより、従業員その他の利害関係人の利益を含む当社の企業価値及び株主共同利益を著しく毀損することが客観的、合理的に判断できる場合。

添付資料 3

新株予約権の無償割当の概要

1. 本新株予約権の割当の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てる。
2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は所要の変更を行うものとする。
3. 発行する本新株予約権の数
基準日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が保有する当社普通株式を除く。）を上限とする。
4. 本新株予約権の発行価額
本新株予約権の発行価額は無償とする。
5. 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要す。
7. 当社による本新株予約権の取得
当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く。）以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。当社は、かかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。

8．本新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く。）は本新株予約権を行使することはできない。なお、詳細については当社取締役会が別途定めるものとする。

9．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

添付資料 4

当社の株式の状況（平成19年3月31日現在）

発行可能株式総数 570,000,000 株

発行済株式総数 211,663,200 株

株主数 17,105 名

大株主の状況

株主名	持株数（千株）	出資比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	26.446	12.49
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	12,199	5.76
株式会社三井住友銀行	5,880	2.78
日興シティ信託銀行株式会社 （投信口）	3,465	1.64
阪和興業社員持株会	2,999	1.42
第一生命保険相互会社	2,614	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4）	2,326	1.10
ジブラルタ生命保険株式会社 （一般勘定株式D口）	2,219	1.05
モルガン・スタンレーアンド カンパニーインク	2,160	1.02
三井住友海上火災保険株式会社	1,846	0.87

以上